

2. 文化・スポーツの振興

〈市民文化〉

- 質の高い文化・芸術にふれる機会の充実に向け、文化振興体制の強化をはかります。
 - 市民の積極的な文化・芸術活動の支援に向け、情報提供や身近な活動の場の充実をはかります。
 - ラブラリーホールを文化振興の拠点として活用するとともに、歴史民俗資料館の整備や文化施設の誘致に努めます。
 - 豊かな歴史的・文化的資源を保存・継承し、教育やまちづくりへの活用をすすめます。
- ### 〈市民スポーツ〉
- 生涯を通じて誰もが楽しめるスポーツプログラムの充実や健康づくりとの連携、指導者の育成などにより生涯スポーツの振興をはかります。
 - 既存施設の充実や本格的な競技も可能な新たなスポーツ施設整備の検討などをすすめます。

3. 青少年の育成

〈学校教育〉

- 人権・平和教育や国際化・情報化などの時代潮流に対応した学習機会・内容の充実をはかります。
 - 高等教育機関の誘致をはかり、市民生活の向上や地域振興への活用をはかります。
 - 地域社会との連携による開かれた学校づくりなどをすすめます。
- ### 〈青少年〉
- 地域活動を中心に自然とのふれあいや文化活動、世代間交流などをはかります。
 - 家庭・学校・関係機関が一体となった相談体制の充実など、健全育成の環境づくりに努めます。
 - 青少年の自主的な活動の支援や指導者の確保・育成など、青少年活動を促進します。
 - 身近な活動の場を整備・充実するとともに、屋内・野外活動の場の整備を検討します。



吹奏楽グループ



中学校パソコン教室



市無形民俗文化財西代神楽



市無形民俗文化財日野地区獅子舞

総合計画の実現に向けて

市民の理解と協力をえて、
関連計画との整合性や関係行政機関との協力をはかりながら
総合的、計画的な行政を推進します。

また、市民参加によるまちづくりをすすめていくとともに、
公共と民間の協働関係づくりや
新たな行政課題に対応する行政システムの構築、
さらに広域的な行政需要への対応などに努めます。



庁内の窓口風景



熱心に審議された総合計画審議会

1. 市民参加

- 市民の行政への参加意識の高揚や参加体制の確立をはかります。
- 開かれた行政の推進に向け、多様なメディアを活用するなど、広報・広聴活動の充実や情報公開制度の拡充に努めます。
- ボランティア活動などの市民の主体的なまちづくり活動への支援に努めます。

2. 公共と民間のパートナーシップ

- 公・民の役割分担を明確にしながら、民間がもつ柔軟性・効率性などが効果的に生かせる分野については、民間の活用をすすめます。
- 企業の地域貢献などの活動を促進します。
- 行政の計画性・公益性と民間の柔軟性・効率性などを兼ね備えた第三セクターなどを有効に活用します。
- NGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）などの市民による新たな活動についての支援をはかります。

3. 行財政運営

- 多分野にわたる行政課題に効率的かつ総合的に応える行政システムの構築や広域行政の推進に努めます。
- 社会・経済状況に応じ、総合計画などを進行管理する計画行政を推進します。
- 職員の参加体制を充実します。
- 行政の取り組みに文化的な視点を取り入れ、市民や企業と共同して魅力ある都市イメージの形成をはかります。
- 市民ニーズに対応した事業の優先順位などを十分検討し、効率的な財政運営に努めます。
- 財政基盤の確立に向け、新たな自主財源の確保をはじめ、財源拡充の方策の検討をすすめます。



第三セクター

国や地方公共団体と民間との共同出資で設立される事業体。

NGO（非政府組織）

民間人・民間団体のつくる機構。活動は開発援助や環境保護、芸術など、さまざまな分野にわたります。

NPO（非営利組織）

民間の自発性によってつくられる非営利の事業体。活動によって利益を得ることを目的とせず、主に公共（公益）性の高いサービスの提供などを行うもの。



市庁舎の一角

地域別計画

地域別計画は、基本計画を地域ごとに示した計画であり、地域住民と行政が共にめざすまちづくりの目標とするものです。

地域は小学校区を基本として、市域を6つに分けています。

●まちづくりの方向は、基本計画をベースに大きくとらえた地域のめざす方向です。

●計画の重点ポイントは、基本計画の内容で、地域の課題をふまえて特に力を入れていくポイントについて示しています。

●計画図は、先にとらえた計画の中から、面的な整備にかかわる計画を図面にあらわしたものです。

既存施設は、学校と公民館、さらに計画の重点ポイントや課題別計画に関連するものを掲載しています。



市南部から見た市域

